

東日本手外科研究会会則

第1条 (名称)

本会は東日本手外科研究会 (Eastern Japan Society for Surgery of the Hand) と称する。

第2条 (目的)

本会は東日本地区における手外科学の進歩、発展につとめるとともに、会員相互の知識・技術の交換をはかることを目的とする。

第3条 (事業)

上記の目的のために年1回の学術集会その他を開催し、かつその成果の普及につとめる。

第4条 (事務局)

本会の事務局は、運営委員会の議により定めた場所におく。

第5条 (会員)

会員は、本会の目的に賛同する医師であり、所定の手続きをとり、運営委員会の承認を得た者とする。原則として学術集会への参加ならびに発表は会員に限る。なお会員以外の者の学術集会への参加、発表は会長の承認によりこれを認める。本会に多大な貢献をなした者を名誉会員とする。会長または副会長が推薦し、運営委員会ならびに総会の議を経て承認された者を名誉会員とする。名誉会員の推薦基準は、会長経験者、運営委員を10年以上務めた者、または本会に多大な貢献をなした会員とする。

第6条 (会費)

会費は年額5,000円とする。

第7条 (会員資格の喪失)

会員は以下の理由によってその資格を喪失する。

1. 正当な理由なく会費を2年以上滞納した場合
2. 退会の場合
3. 運営委員会にて不相当と認めた場合

第8条 (役員)

本会につきの役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計担当委員1名、運営委員若干名、監事2名、顧問若干名

第9条 (会長、副会長)

会長と副会長は運営委員会において選出し、総会において承認を受けたものとする。副会長は次期会長予定者であり、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

第10条 (監事)

監事は運営委員会において選出し、会の会計等の監査にあたる。

第11条 (運営委員)

1. 運営委員の選考は会長委嘱による運営委員選考委員会あたり、運営委員会にて推薦し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 運営委員会に会計担当運営委員をおく。会計担当運営委員は運営委員会において選出し、会の会計にあたる。

第12条 (顧問)

顧問は会長が委嘱する。

第13条 (委員会)

必要に応じて会長委嘱による委員会をおくことができる。

第14条 (役員の任期)

1. 会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了時より、当年度学術集会終了時までとする。
2. 運営委員および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、総会の前年4月1日時点において年齢が64歳未満でなければならない。
3. 会計担当運営委員の任期は1年とする。
4. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。
5. 委員会委員の任期は1年とする。

第15条 (会議)

運営委員会は原則として毎年1回会長がこれを召集する。議長は会長とする。議決権は運営委員のみに限り、監事・顧問は発言権はあるが議決権はない。運営委員会は、運営委員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

第16条 (会計)

1. 本会の経費は会費および寄附金、その他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は1月1日より同年12月31日までとする。

付則

第17条 (会則の変更)

本会則の変更は運営委員会において審議し、総会において承認を求めるものとする。

第18条 (会則の発行)

本会則は昭和62年2月11日より実施する。
平成2年2月17日 第5条一部変更
平成11年2月6日 第8条一部変更
平成12年2月12日 一部変更
平成16年1月31日 一部変更

東日本手外科研究会会則

平成 23 年 2 月 25 日一部変更
平成 31 年 3 月 23 日一部変更
令和 3 年 1 月 30 日一部変更
令和 5 年 1 月 27 日一部変更
令和 6 年 2 月 2 日一部変更
令和 7 年 2 月 22 日一部変更

事務局に関する内規

1. 東日本手外科研究会 4 第条による事務はこの定めによる.
2. 本会事務局を次の所在地におく.
事務局所在地：
〒108-0073
東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル
株式会社アイ・エス・エス内
3. 事務局移転に伴う内規 2 の事務局所在地の変更は運営委員会の決議による.

附 記

1. 本内規の変更は運営委員会において行う.
2. 本内規は令和 2 年 4 月 1 日から施行する.